

各種委員の推薦

1 新たに推薦を要するもの

| 名 称 | 設置根拠 | 所 管 事 項 | 構成及び選任方法 | 委員定数(人) | 議会からの推薦数(人) |
|-----------------|---|---|--|---------|-------------|
| 神奈川県子ども・若者施策審議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法 ・地方青少年問題協議会法 ・神奈川県子ども・若者施策審議会条例 ・附属機関の設置に関する条例 | <p>子ども・子育て支援法第72条第4項各号に掲げる事項及び地方青少年問題協議会法第2条第1項各号に掲げる事項をつかさどるほか、神奈川県子ども・若者施策審議会条例第2条各号に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。</p> | <p>子ども・若者、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・若者施策に関する事業に従事する者、子ども・若者施策に関し学識経験を有する者、神奈川県議会議員及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。</p> | 30人以内 | 2人 |

2 推薦を要しなくなるもの

| 名 称 | 設置根拠 | 所 管 事 項 | 構成及び選任方法 | 委員定数(人) | 議会からの推薦数(人) | 備 考 |
|--------------|---|---|--|---------|-------------|--|
| 神奈川県青少年問題協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・地方青少年問題協議会法 ・神奈川県青少年問題協議会条例 ・附属機関の設置に関する条例 | <p>青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。</p> | <p>青少年の指導、育成、保護又は矯正に関し識見を有する者、神奈川県議会議員及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。</p> | 20人以内 | 2人 | 令和6年3月1日より「神奈川県子ども・若者施策審議会」に統合、「神奈川県青少年問題協議会」は廃止となるため、推薦は要しない。 |